京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年5月2日

京都市長 門川 大作

# 京都市規則第 7 号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項表以外の部分中「部」を「センター、部」に改め、同項の表を次のように改める。

<b>ツ</b> つ。				
区分	センター, 部又は室の名称		課の名称又	
			は室に置く	係長の職名
			課長の職名	
	地域力推進室		総務・防災	
			課長 まち	庶務係長 地域防災係長 企画
			づくり推進	係長 事業係長 広聴振興係長
			課長	
	区 民 部		市民窓口課	記録係長 窓口係長
			健康長寿推	地域支援係長 健康長寿推進係
西京区役所 洛西支所	保健福祉センター	健康福祉部	進課	長高齢介護保険係長
			障害保健福	障害難病支援係長
			祉課	
			生活福祉課	管理係長 保護係長
			保険年金課	資格係長 徴収推進係長 保険
				給付・年金係長
		子どもは	子どもはぐ	子育て推進係長 子育て相談係
		ぐくみ室	くみ課長	長
	地域力推進室		総務・防災	庶務係長 地域防災係長 事業
			課長 まち	原務保安 地域的炎保安 事業 係長 広聴振興係長 環境整備
			づくり推進	第一係長 環境整備第二係長
			課長 大岩	初
				•

	•		ı	
伏見区役所深草支所			街道周辺地	
			域環境整備	
			課長	
	区 民 部		市民窓口課	記録係長 窓口係長
	保健福祉センター	健康福祉部	健康長寿推	地域支援係長 健康長寿推進係
			進課	長高齢介護保険係長
			障害保健福	障害難病支援係長
			祉課	
			生活福祉課	管理係長 保護第一係長 保護
				第二係長 保護第三係長
			保険年金課	資格係長 徴収推進係長 保険
				給付・年金係長
		子どもは	子どもはぐ	   子育て推進係長   子育て相談係
		ぐくみ室	くみ課長	長
	地域力推進室		総務・防災	
			  課長 まち	庶務係長 地域防災係長 企画
			づくり推進	   係長 事業係長 広聴振興係長
			課長	
	区 民 部		市民窓口課	記録係長 窓口係長
	保健福祉センター	健康福祉部	健康長寿推	地域支援係長 健康長寿推進係
伏見区役所 醍醐支所			進課	長高齢介護保険係長
			障害保健福	
			祉課	障害難病支援係長
			生活福祉課	管理係長 保護第一係長 保護
				第二係長 保護第三係長 保護
				第四係長
			保険年金課	資格係長 徴収推進係長 保険
				給付・年金係長
		子どもは	子どもはぐ	子育て推進係長 子育て相談係
			1	1

第1条第4項中「部に」を「センターにセンター長, 部に」に改め, 同条第5項を削り, 同条第6項中「地域力推進室」を「部及び室に担当部長, 室」に改め, 同項を同条第5項とし, 同条第7項中「担当課長」を「担当部長及び担当課長」に改め, 同項を同条第6項とする。

第2条第2項中「担当副区長」の右に「,担当部長」を加え、「及び第4条」を「,第4条並びに第5条第4項及び第5項」に改め、同条第3項中「部長」を「センター長、部長」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「条」を「項」に改め、同項を同条第4項とする。

第3条第2項及び第4条中「担当副区長」の右に「,担当部長」を加える。

第5条第1項中「部長又は室長が」を「センター長、部長(センターに置く部長を除く。) 又は室長(センターに置く室長を除く。)が」に改め、「代理し、部長又は室長に事故があるときは、主管事務につき、室に置く課長若しくは担当課長、課長又は副室長がその職務を」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を同条第6項とし、同条第2項中「室に置く課長又は」を削り、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 センター長に事故があるときは、主管事務につき、部長又は室長がその職務を代理する。
- 3 部長に事故があるときは、主管事務につき、課長がその職務を代理する。ただし、担 当部長が置かれている場合は、主管事務につき、担当部長がその職務を代理し、担当部 長に事故があるときは、主管事務につき、課長がその職務を代理する。
- 4 室長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長がその職務を代理する。ただし、 担当部長が置かれている場合は、主管事務につき、担当部長がその職務を代理し、担当 部長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長がその職務を代理する。 第6条を次のように改める。

#### (事務の概目)

第6条 地域力推進室の分掌する事務の概目は、次のとおりとする。 地域力推進室

- (1) 支所の庶務に関すること。
- (2) 支所の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (3) 支所の所属職員の人事、労務及び給与に関すること。

- (4) 庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- (5) 総合庁舎の管理に関する事務の統轄及び調整に関すること。
- (6) 区政の企画、調査、連絡及び調整に関すること。
- (7) 区基本計画に関すること。
- (8) 区民のまちづくり活動の支援に関すること。
- (9) 地域振興に関すること。
- (10) 広報及び広聴に関すること。
- (11) 大岩街道周辺地域の環境の整備に関する調査, 企画, 連絡及び調整に関すること(伏 見区役所深草支所に限る。)。
- (12) 統計調査に関すること。
- (13) 災害対策に関すること。
- (14) 無料法律相談に関すること。
- (15) 行旅病人及び行旅死亡人並びに変死者に関すること。
- (16) 地縁による団体の認可に係る申請及び届出に関すること。
- (17) 地価公示法による図書の閲覧に関すること。
- (18) 自衛官の募集に関すること。
- (19) 京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例による相談,情報の提供,助言,支援,指導,緊急安全措置,軽微な措置,調査(不良な生活環境を生じさせた者を確知することができる場合に限る。),報告の徴収及び立入調査等(以下「不良な生活環境解消条例による相談等」という。)に関すること。ただし、保健福祉センターの所管に属するものを除く。
- (20) 区民の要望の処理に伴う関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (21) 戦災者、外地引揚者及び外地復員者の援護の実施に関すること。
- (22) 物品の出納及び保管に関すること。
- ② 市政協力委員及び区内の関係団体との連絡に関すること。
- (24) 区民のスポーツの振興及び文化の向上に関すること。
- (25) 集会所新築等補助金に係る申請,届出等に関すること。
- (26) ちびっこひろばの助成に関すること。
- (27) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (28) 現金の記録管理に関すること。

- (29) 収入及び支出の証拠書類の整理及び保管に関すること。
- ③ 前3号に掲げるもののほか、会計に関すること。
- (31) 支所内の他の課及び室の主管に属しないこと。
- 2 区民部の分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

### 市民窓口課

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 戸籍に関すること。
- (3) 住民基本台帳に関すること。
- (4) 中長期在留者の住居地の届出に関すること。
- (5) 平和条約国籍離脱者の子孫の特別永住許可事務及び特別永住者に係る事務に関すること。
- (6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律による事務に関すること。ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。
- (7) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関すること。
- (8) 人口動態調査令による調査に関すること。
- (9) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (10) 埋火葬の許可に関すること。
- (11) 個人の印鑑の登録及び証明に関すること。
- (12) 証明に関すること。
- (13) 証明, 閲覧等の手数料の調定及び徴収に関すること。
- 3 保健福祉センターの分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

## 健康福祉部

#### 健康長寿推進課

- (1) センターの所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。
- (3) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。
- (4) 栄養の改善に関すること。ただし、子どもはぐくみ室及び保健福祉局の所管に属するものを除く。

- (5) 歯科保健に関すること。ただし、子どもはぐくみ室、保健福祉局及び子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く。
- (6) 地域住民の健康の保持及び増進に関すること。ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。
- (7) 第2号から前号までに掲げるもののほか、保健に関すること。ただし、子どもはぐくみ室、保健福祉局及び子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く。
- (8) 高齢者の福祉に係る支援に関すること。ただし、福祉事務所及び保健福祉局の所管に属するものを除く。
- (9) 介護保険被保険者の資格に関すること。
- 10 介護保険の保険給付(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。
- (11) 介護保険法による介護給付(介護保険施設の代表者に受領が委任されたものを除く。)及び予防給付の審査及び支給決定に関すること。ただし、審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができるものを除く。
- (12) 介護保険法による地域支援事業(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。
- (13) 介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業の審査及び支 給決定に関すること。ただし、審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会 に委託することができるものを除く。
- (14) 介護保険料に係る徴収金の賦課,減免,調定及び徴収(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。
- (15) 介護保険料に係る徴収金の滞納処分に関すること。
- (16) 介護保険料に係る徴収金の嘱託及び受託に関すること。
- (17) 介護保険料に係る徴収金の欠損処分に関すること。
- (18) 介護保険料に係る徴収金の過誤納金の還付に関する請求その他の手続の受付に関すること。
- 19 介護保険法施行令第9条第1項に規定する合議体に関すること。
- (20) 京都市老人医療費支給条例による医療費の受給資格等の認定,支払,支給の制限及 び不正利得の返還に関すること。
- (21) 京都市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害援護資金の貸付けに関すること。
- (22) 不良な生活環境解消条例による相談等に関すること。ただし、主として高齢者を対

象とするものに限る。

- (23) 高齢者保健福祉相談窓口に関すること。
- (24) 敬老乗車証の交付に関すること。
- (25) 福祉事務所に関すること。
- (26) その他高齢者の福祉に関すること。

### 障害保健福祉課

- (1) 身体障害者及び知的障害者の福祉に係る支援に関すること。ただし、福祉事務所及び保健福祉局の所管に属するものを除く。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。
- (3) 治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関すること。ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。
- (4) 障害者虐待の防止,障害者の養護者に対する支援等に関する法律による障害者虐待防止センターとしての業務に関すること。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)による介護給付費等及び地域相談支援給付費等の支給に関すること。ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。
- (6) 障害者総合支援法による計画相談支援給付費,特例計画相談支援給付費,特定障害者特別給付費,特例特定障害者特別給付費,療養介護医療費,基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に関すること。ただし,保健福祉局の所管に属するものを除く。
- (7) 障害者総合支援法による自立支援医療費の支給に関すること。ただし、更生医療に関するものに限る。
- (8) 障害者総合支援法による地域生活支援事業(日常生活用具の給付又は貸与,移動支援,地域活動支援,訪問入浴サービス及び日中一時支援に関する事業の支給決定に限る。)に関すること。ただし、保健所の所管に属するものを除く。
- (9) 京都市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の受給資格等の認定,支払,支給の制限及び不正利得の返還に関すること。
- (10) 不良な生活環境解消条例による相談等に関すること。ただし、主として障害者を対象とするものに限る。
- (11) 戦傷病者の援護措置に関すること。

- (12) 特別児童扶養手当の認定の請求、届出等の受理及びそれらの請求及び届出に係る事実についての審査に関すること。
- (13) 特別児童扶養手当に関する証書の交付及び記載事項の訂正に関すること。
- (14) 特別児童扶養手当の受給資格の有無及び額の決定に必要な事項に関する調査に関すること。
- (15) 障害児福祉手当,特別障害者手当及び福祉手当の受給資格の認定及び現金による支払に関すること。
- (16) 心身障害者扶養共済事業に係る加入申込み等の受付に関すること。
- (17) その他障害者の福祉に関すること。

#### 生活福祉課

- (1) 生活に困窮する者に対する支援に関すること。ただし、福祉事務所の所管に属するものを除く。
- (2) 生活保護法による要保護者及び低所得世帯に対する助成金等の交付に関すること。
- (3) 不良な生活環境解消条例による相談等に関すること。ただし、主として生活に困窮する者を対象とするものに限る。
- (4) 戦没者遺族等の援護措置に関すること。

#### 保険年金課

- (1) 国民健康保険被保険者の資格に関すること。
- (2) 国民健康保険の保険給付(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。
- (3) 国民健康保険の保険給付の一部負担金に関すること。
- (4) 国民健康保険料に係る徴収金の賦課,減免,調定及び徴収(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。
- (5) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る徴収金の滞納処分に関すること。
- (6) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る徴収金の嘱託及び受託に関すること。
- (7) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る徴収金の欠損処分に関すること。
- (8) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る徴収金の過誤納金の還付に関すること。
- (9) 国民健康保険の普及及び宣伝に関すること。
- (10) 国民年金(区長に権限が委任されたものに限る。) に関すること。

- (11) 後期高齢者医療に係る申請及び届出の受付、被保険者証等の引渡しその他の手続に関すること。
- (12) 後期高齢者医療保険料に係る徴収金の調定及び徴収(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。
- (13) 重度障害老人健康管理費制度による健康管理費の受給資格等の認定,支払,支給の制限及び不正利得の返還に関すること。

#### 子どもはぐくみ室

- (1) 妊産婦及び児童の栄養の改善に関すること。ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。
- (2) 妊産婦及び児童の歯科保健に関すること。ただし、保健福祉局及び子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、母性及び乳幼児の保健に関すること。ただし、保健福祉局及び子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く。
- (4) 児童,母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に係る支援に関すること。ただし, 福祉事務所及び子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く。
- (5) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給認定に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設の情報の提供、相談、助言、あっせん及び利用の要請に関すること。
- (7) 子ども・子育て支援法及び京都市保育所条例による保育費用の賦課,減免,調定及び徴収に関すること。ただし、子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く。
- (8) 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の受給資格等の認定,支払,支給の制限及び不正利得の返還に関すること。
- (9) 京都市子ども医療費支給条例による医療費に関する申請,届出その他の手続の受付に関すること。
- (10) 不良な生活環境解消条例による相談等に関すること。ただし、主として児童、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を対象とするものに限る。
- (11) 児童手当に関する認定の請求、届出その他の手続の受付に関すること。ただし、本市の職員に係るものを除く。
- (12) 児童扶養手当の認定の請求、届出等の受理及びそれらの請求及び届出に係る事実に

ついての審査に関すること。

- (13) 児童扶養手当証書の交付及び記載事項の訂正(本市の区域内における住所の変更に係るものに限る。)に関すること。
- (14) 児童扶養手当の受給資格の有無及び額の決定に必要な事項に関する調査に関すること。
- (15) 児童扶養手当の支給に関する処分に必要な資料及び報告の要求に関すること。
- (16) 高校生等に対する学用品購入等の助成金及び入学支度金に関する申請,届出その他の手続の受付に関すること。
- (17) その他児童, 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 附 則

この規則は、平成29年5月8日から施行する。

(行財政局人事部人事課)